

# 草津市介護予防・日常生活支援総合事業 実施マニュアル（窓口対応版）

---



草津市長寿いきがい課

令和8年4月

## 目次

1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは.....	3
2. 草津市の総合事業の構成.....	3
3. 業務にあたるうえでの心得.....	4
4. 対象者.....	4
5. 総合事業のサービス利用の流れ.....	5
6. 事業対象者認定の流れ.....	6
(1) 新規申請の場合.....	6
【参考】基本チェックリストの考え方.....	8
7. 総合事業申請フロー図.....	11
○新規申請手続きの流れ.....	11
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A.....	12

## 1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは

介護保険法第115条の4第1項に規定。

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、要支援認定者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

全国的に高齢化率が25%を超え、本市においては、全国や滋賀県の平均と比べると高齢化率は低くなっていますが、高齢者人口は一層の増加を続け、平成21（2009）年度には17%だった高齢化率は、令和2（2020）年度には22%を超えました。今後、特に75歳以上の後期高齢者が増加するとともに、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加も予想されます。このため、生活の継続に必要な買い物、掃除などの生活支援、高齢者が生きがいを持って社会参加できる場など、地域において支え合いのしくみづくりが、これまで以上に必要になってきます。

高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けられるよう、従来の介護サービス事業所はもちろん、民間企業やNPO法人、住民ボランティア等の幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、草津市では平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施しています。

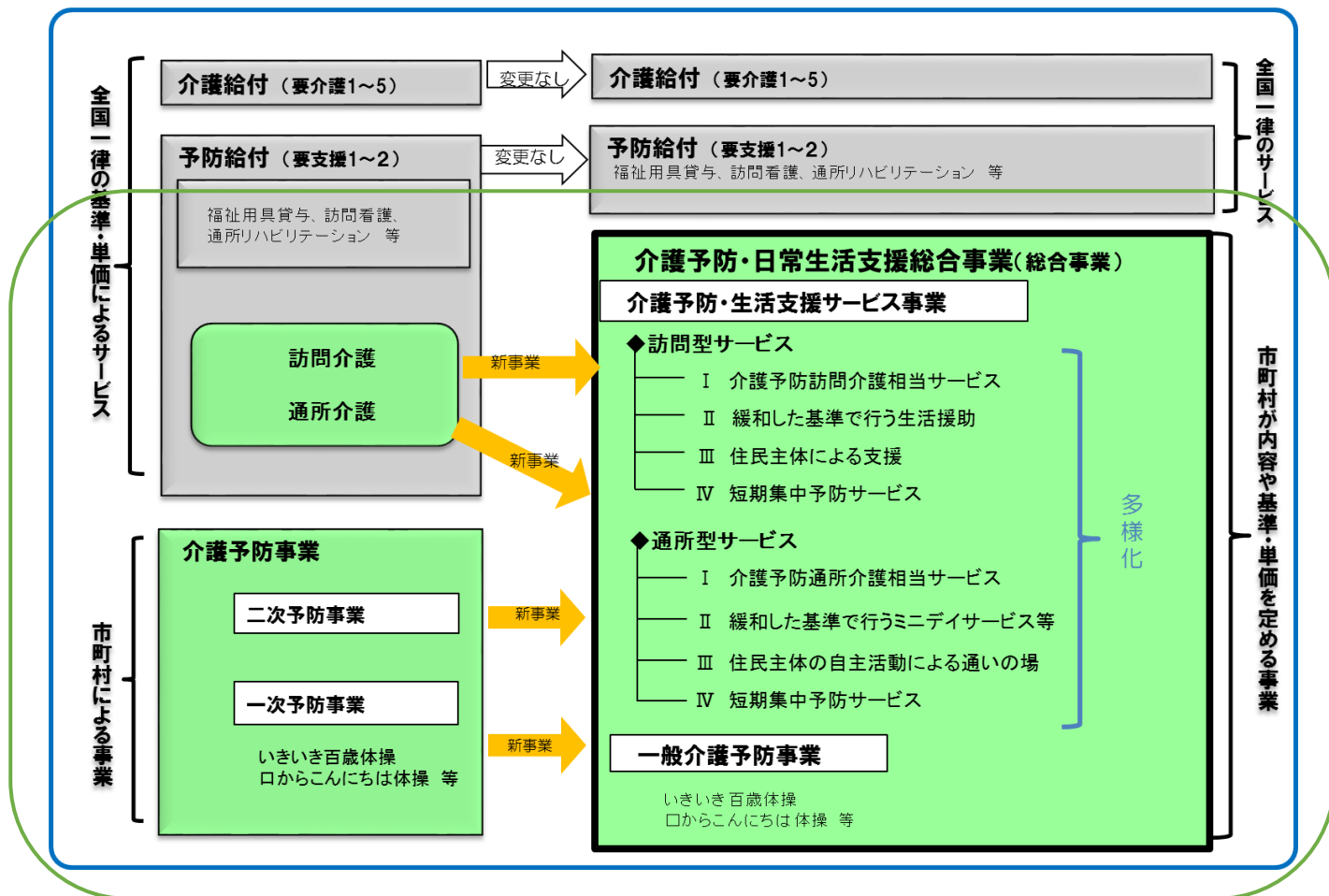
### 草津市の総合事業実施の基本方針

- ① 多様なサービスや支援活動等を提供するための基盤整理
- ② 対象者が要介護・要支援認定に至らないよう予防と自立を促進する支援の充実
- ③ 地域における柔軟な支え合い活動と社会参加を促すまちづくりの推進

## 2. 草津市の総合事業の構成

介護予防・生活支援サービス事業では、「訪問型サービス」および「通所型サービス」のそれぞれについて、「現行の基準に相当するサービス」、「現行の基準を緩和したサービス」、「住民主体による支援や活動」、「短期集中予防サービス」の4つのサービス類型を展開しています。また一般介護予防事業では、「いきいき百歳体操」や「口からこんにちは体操」、「介護予防教室」などの「介護予防事業」の取り組みをさらに充実・強化しています。

## ●草津市の従来の介護保険制度の構成と、総合事業移行後の構成



### 3. 業務にあたるうえでの心得

介護保険の第1条（目的）では、介護サービスを提供する目的を「（要介護者が）尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定しています。

総合事業サービス（介護保険）の利用にあたっては、あくまでもご本人の自立のための利用であることを理解し、相談業務や介護予防ケアマネジメントの実施にあってください。

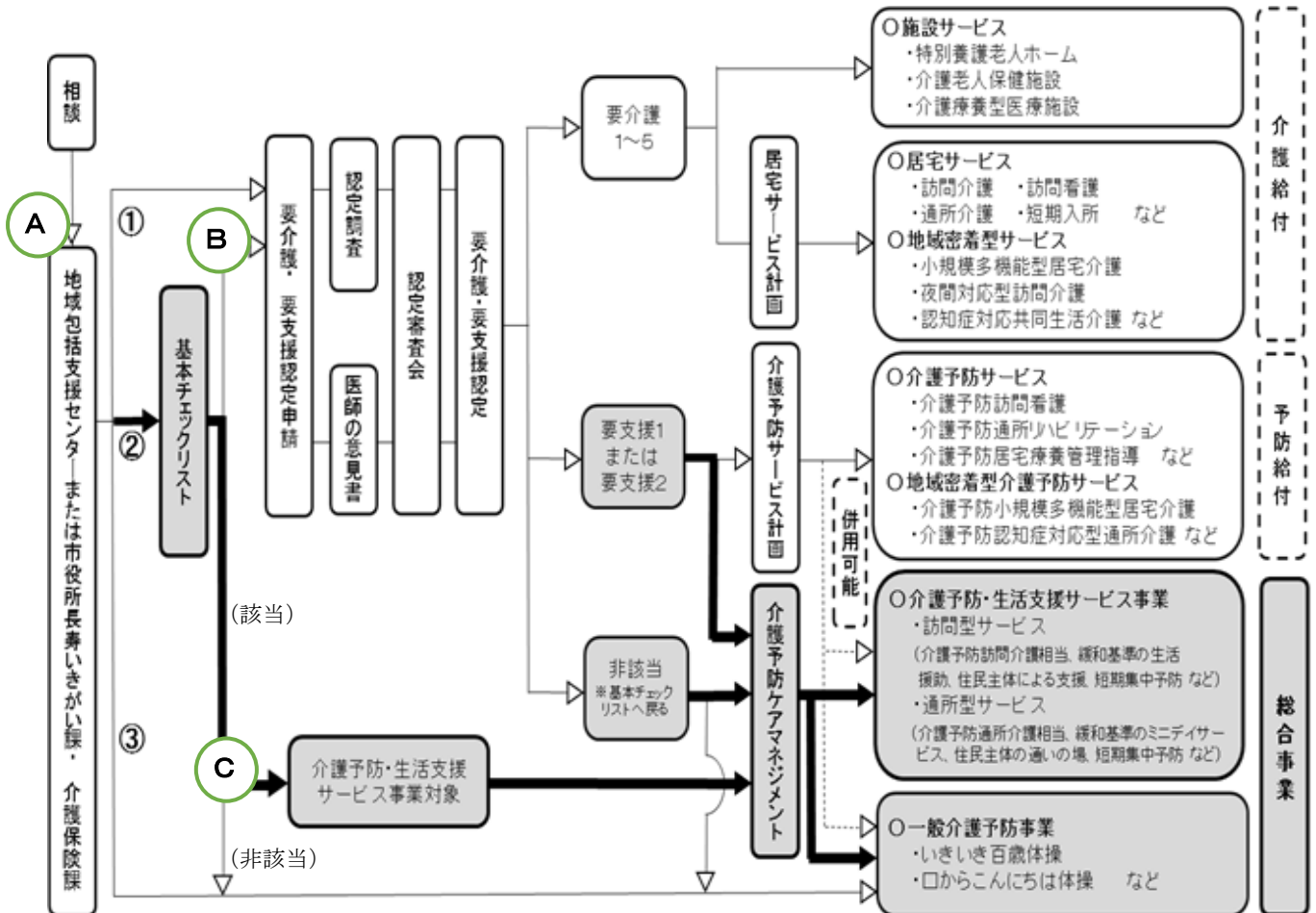
### 4. 対象者

- 要支援認定者
- 基本チェックリストにより事業対象者と判定された65歳以上の方
- ※原則、草津市に住民票を有し、市内に居住している人
- ※一般介護予防事業は65歳以上の方すべてが対象となります。
- ※上記以外のケースについては、長寿いきがい課まで相談ください。

## 5.総合事業のサービス利用の流れ

サービス利用に至る流れとして、要支援認定を受ける流れのほかに、基本チェックリストを用いた簡易な形で対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れを設けています。

### ●サービス利用の流れ（新規）



- ① 65歳以上の方が介護給付または介護予防給付、65歳未満の方が介護給付、介護予防給付、総合事業のサービス利用を希望する場合
- ② 65歳以上の方が総合事業サービスの利用を希望する場合
- ③ 65歳以上の方が一般介護予防事業の利用を希望する場合

## 6. 事業対象者認定の流れ

### (1) 新規申請の場合

(受付場所：地域包括支援センター、介護保険課、長寿いきがい課)

#### A (来所者の意向確認、総合事業、要介護認定等の説明)

(1) 原因疾病、生活機能低下の要因、相談の目的や希望しているサービスについて聞き取り、以下の窓口に分ける。⇒ **事業対象者窓口確認用** **高齢者実態把握票** または **利用者基本情報高齢者実態把握票 (出力用)**

- ・要介護認定を勧めるケース・・・介護保険課へ→①
- ・一般介護予防を勧めるケース・・・長寿いきがい課、地域包括支援センターへ→③
- ・上記に当てはまらないケース・・・総合事業の説明、基本チェックリストの実施へ→②

#### (総合事業の説明、基本チェックリストの実施)

(2) 総合事業の趣旨手続きの説明および基本チェックリスト実施  
ご本人 (またはご家族) に総合事業の趣旨と手続きの説明を行い、基本チェックリスト実施の同意を得る。⇒ **総合事業説明パンフレット**

#### (3) 基本チェックリストの実施

ご本人 (またはご家族) に聞き取りを行いながら、基本チェックリストを実施する。基本チェックリストの記入は、ご本人 (またはご家族) に聞き取りを行いながら、窓口担当者が行う。ご家族が来所した場合は、聞き取れる範囲内で記入し、不足情報がある場合には後日、地域包括支援センターがご本人と面接し実施する。

⇒ **基本チェックリスト**

- ・基本チェックリスト非該当のケース・・・生活の困りごとに応じ、必要な機関につなぐ  
(チェックリストで非該当であっても、事業対象者認定申請を行うことも可)
- ・基本チェックリスト該当のケース・・・サービス事業該当者→事業対象者認定申請に進む

#### B **基本チェックリスト実施後、介護予防給付のニーズが出てきた場合**

基本チェックリストを実施した後に、やはり住宅改修や福祉用具のレンタルが必要といったニーズが出てきた場合などについては、改めて要介護認定の申請を行う。

#### C **基本チェックリスト該当者 (事業対象者認定申請)**

総合事業の対象者であることを説明し、**事業対象者認定申請書**、**記入済の基本チェックリスト**、**高齢者実態把握票または利用者基本情報高齢者実態把握票 (出力用)**、**介護保険被保険者証 (以下被保険者証)** を、長寿いきがい課へ提出する。

後日、市から「草津市介護予防・日常生活支援総合事業対象者決定（不決定）通知書（以下、対象者決定（不決定）通知書）と新しい被保険者証が自宅へ郵送される旨を伝える。（受付日からおおよそ10日程度）

※資格証について

新しい被保険者証が届くまでの間、必要な場合は、資格証を発行しますので、長寿いきがい課まで申し出てください。

（介護保険課、長寿いきがい課が窓口対応した場合）

地域包括支援センターが自宅を訪問して、自立支援のための介護予防ケアマネジメントを行うこと、そのための情報として基本チェックリストの結果と聞き取りした情報（高齢者実態把握票）を地域包括支援センターに情報提供することの同意を得る。

## 【参考】基本チェックリストの考え方

### 【共通的事項】

- ① 対象者には、深く考えずに、主観に基づき回答してもらって下さい。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行って下さい。
- ② 期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらって下さい。
- ③ 習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらって下さい。
- ④ 各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各地域の実情に応じて適宜解釈していただいて結構ですが、各質問項目の表現は変えないで下さい。

	基本チェックリストの質問項目	基本チェックリストの質問項目の趣旨
	1～5までの質問項目は日常生活関連動作について尋ねています。	
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答して下さい。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか(例えば、必要な物品を間違いなく購入しているか)を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答して下さい。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流は含みません。また、家族や親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。

6～10までの質問項目は運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらず立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
11～12までの質問項目は低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヶ月で2～3Kg以上の体重減少がありましたか	6ヶ月間で2～3Kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヶ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載して下さい。体重は1ヶ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15までの質問項目は口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。

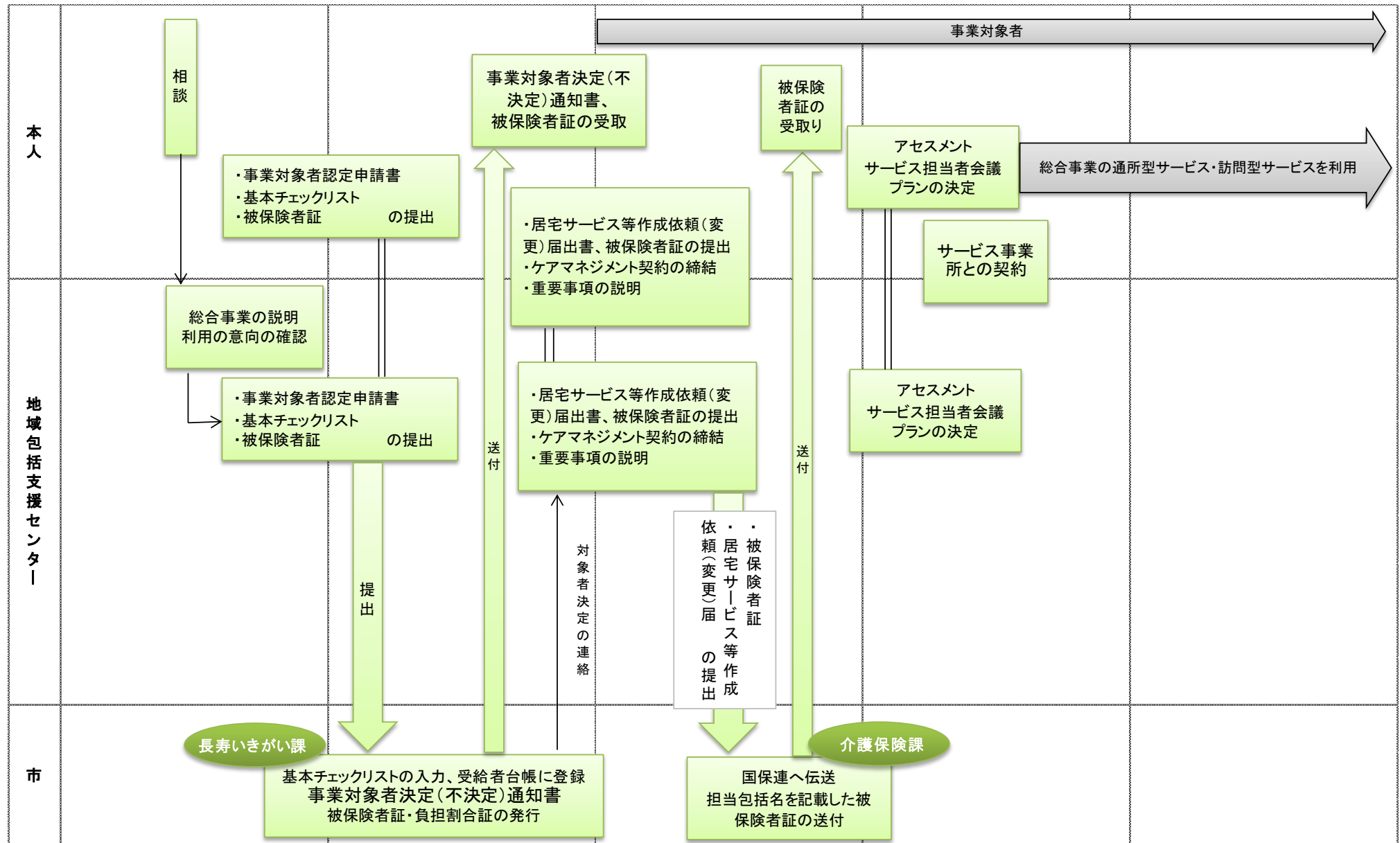
16～17までの質問項目は閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヶ月の状態を平均して下さい。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20までの質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答して下さい。月と日の一方しかわからない場合には「はい」となります。
21～25までに質問項目はうつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答して下さい。
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	

### ※転倒の定義

「故意によらず転んだ結果、足底以外の身体の一部が床についた状態とし、自転車からの転倒、車いす、ベッドからの転落も含む」

## 7. 総合事業申請フロー図

### ○新規申請手続きの流れ



## 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A

(平成26年9月30日版)

(平成27年3月31日版) 第4 サービスの利用の流れ 抜粋

問1 サービス事業は要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないか。

(答)

- 1 総合事業のうち生活支援・介護予防サービス事業については、現行の要支援認定相当を対象者として想定しており、具体的には、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、生活上の困りごとに対して、基本チェックリストの記入によって事業対象者に該当した者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）を対象とすることとしている。
- 2 ガイドライン案P13にも記載しているとおり、市町村におかれては、「基本チェックリストが、従来の2次予防事業対象者の把握事業のように、市町村から被保険者に対して積極的に配布するものではなく、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するものであることに留意」していただきたいと考えている。

問2 基本チェックリストを実施して行うサービスの区分の振り分け結果に不服がある場合、行政不服審査法による不服申し立ては適用されるか。

(答)

- 1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストについては、ガイドラインで「相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するものとして用いる」としているとおり、基本的に質問項目の趣旨を聞きながら本人が記入し、状況を確認するものであること、相談に来られた方が希望されれば要介護認定等を受けることもできること等から、行政処分にはあたらないものと整理している。
- 2 相談に来た者に対しては、ガイドラインのとおり、相談の目的や希望するサービスを聞き取るとともに、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明し、特に介護予防・生活支援サービス事業に関してはその目的や内容、メニュー、手続等について、十分に説明することとなる。こうした説明を経て基本チェックリストを記入いただくものであり、理解・納得をいただいた上で進められるものである。

問3 窓口での対応（サービスの利用の流れ）において、「明らかに要介護1以上と判断できる」「明らかに一般介護予防と判断できる」場合とは、どのようなものを想定しているのか。

(答)

- 1 明らかに要介護認定が必要であると想定できる場合としては、予防給付によるサービスを希望している場合に加えて、例えば、寝たきり状態にある場合や、認知機能の低下や問題行動によ

り目が離せない状況にある場合等が想定され、この場合には、要介護認定等申請を案内していただくことになる考える。

- 2 同様に、窓口に来た者が、一般介護予防事業の利用を希望している場合や、「高齢者の集まりに参加して、担い手として活動したい」等の場合には、一般介護予防事業を案内することが考えられる。窓口においては、本人の相談内容や希望等も丁寧に聴き取っていただいた上で、案内をしていただきたい。

問4 事業対象者の該当基準は誰でも知ることができるため、例えば、訪問型サービスA（介護予防型訪問サービス・生活支援型訪問サービス）を希望して基本チェックリストに基準に該当するように記載されるケースも想定される。このような場合の対応はどのようにすればよいか。

（答）

- 1 サービス事業利用のための手続きは、ガイドラインにおいて、原則、被保険者本人が直接窓口に出向いて行うこととしている。その中で、基本チェックリストの記入に関しては、「基本チェックリストの使い方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、本人に記入してもらうものとしており、本人の状況を踏まえた記載がなされるものである。一方で、本人が来所できない場合、家族等代理の者が基本チェックリストを記入することも想定している。
- 2 そのうえで、事業対象者に該当した者が、具体的な訪問型サービス（第1号訪問事業）等を利用するには、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を経ることが必要である。この介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）については、平成27年1月9日版Q&A17項目8でもお示ししているとおり、指定介護予防支援と同様に、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものと考えており、特にアセスメントに当たっては、利用者が置かれている環境や、日常生活及び社会参加の状況等を正確に把握する必要があることから、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族と面接して行うものとしている。このときに、基本チェックリストに当たる項目についてもアセスメントの中で再度確認され、そのうえで適切なサービスの利用について、検討されるものと考えている。
- 3 お尋ねの場合も、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）のプロセスの中で、利用者の状況を把握し、適切な介護予防ケアマネジメントによって、サービスの利用について検討していただきたい。

問5 総合事業開始直前まで二次予防事業対象者だった方は、総合事業を開始した場合、自動的にサービス事業対象者に移行することになるのか。それとも、新たに要支援認定もしくは基本チェックリストにて、サービス事業に該当するかどうかの判定が必要か。

（答）

総合事業へ移行後に介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、ガイドライン案にもあるとおり、要支援認定者またはサービスの利用相談に基づき基本チェックリストを用いて事業対象者と判断された介護予防・生活支援サービス事業対象者のいずれかであることが必要である。